

第 2 条例改正に対する意見及び統計報告

第2 条例改正に対する意見及び統計報告

1 職員に関する条例の改正等に対する意見の提出

地公法第5条第2項の規定に基づき、県議会議長から意見を求められた職員に関する条例の改正等について、表2-1のとおり意見を提出した。

表2-1 職員に関する条例の改正等に対する意見

条 例 案（ 条 例 案 の 概 要 ）	提出した意見
令和5年第3回定例会 議第59号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について (①防疫等作業手当について、国家公務員に準じて見直し。 (1) 新型コロナウイルス感染症対策業務に係る特例の廃止 (2) 特定新型インフルエンザ等から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業に従事した場合に、従事した日1日につき4,000円の範囲内で防疫等作業手当を支給 ②新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）の一部改正に伴い、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当について、名称及び対象者の見直し。）	異議なし。 (R 5.6.20人委第90号)
令和5年第4回定例会 議第87号 岐阜県職員の高齢者部分休業に関する条例について (60歳以上の職員が勤務時間の一部について勤務しないことを申請した場合において、任命権者が公務の運営に支障がないと認めるときは、これを承認することができるものとするもの。)	異議なし。 (R 5.9.19人委第157号)
令和5年第5回定例会 議第110号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例について (令和5年10月5日付けの岐阜県人事委員会勧告等の内容を鑑みた給与改定の実施。 (1) 行政職給料表について、初任給を始め若年層に重点を置き全級全号給について給料表を平均0.96% (3,531円) 引上げ。その他の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に引上げ。 (2) 医療職給料表（一）の引上げ改定に伴い、医師・歯科医師に対する初任給調整手当について、支給月額の上限を700円引上げ（改定後：369,500円）。 (3) 期末手当について、支給割合を年間0.05月分引上げ。定年前再任用短時間勤務職員については、年間0.025月分引上げ。	異議なし。 (R 5.12.12人委第241号)

(4)勤勉手当について、支給割合を年間0.05月分引上げ。定年前再任用短時間勤務職員については、年間0.025月分引上げ。)	
令和6年第1回定例会 議第29号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について (地方自治法の一部改正に鑑み、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するため、岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び岐阜県職員の育児休業等に関する条例の3条例について、所要の規定整備) 議第31号 岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例について (国立大学法人法の一部改正に伴う条ずれ処理のための規定整備) 議第32号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について (国家公務員に準拠し、災害応急作業等手当を新設) 議第57号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例の一部を改正する条例について (公立学校の教育職員の働き方改革を推進するため、「1年単位の変形労働時間制」の導入及び年次休暇の取得単位の暦年から年度への変更を行う。)	異議なし。 (R 6.2.28人委第323号)
令和6年第1回定例会 議第72号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について (人事院規則の一部改正に鑑み、特殊勤務手当の額を改定するもの。 ①異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣され、災害応急対策作業に従事した職員に支給する災害応急作業等手当の上限額を1,620円／日に改定。 ②異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において、遭難者の捜索救助その他の危険又は困難を伴う救援等の業務に従事した警察職員に支給する警察職員手当の上限額を2,160円／日に改定。)	異議なし。 (R 6.3.7人委第343号)

2 人事行政に関する統計報告の作成

地公法第8条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり人事行政に関する統計報告を作成し、各任命権者その他に配布した。

- | | | | |
|-------------|--|-----------------------|-----|
| (1) 名 称 等 | 令和5年人事・給与統計 | 251ページ | 24部 |
| (2) 調 査 対 象 | 一般職に属する県職員並びに市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員（令和5年4月1日付け退職者、臨時的任用職員及び会計年度任用職員を除く） | | |
| (3) 内 容 | ア 人事に関する統計
(ア) 職員の構成に関する統計（職員の配置状況と年齢、性別、職務段階学歴からみた職員構成等の静態統計）
(イ) 職員の異動に関する統計（職員の昇任、昇格、転任、休職、採用、退職等の動態統計）
イ 給与に関する統計（平均給料月額、諸手当の支給状況等に関する統計） | | |
| (4) 調 査 時 期 | 静態統計・給与統計 | 令和5年4月1日 | |
| | 動態統計 | 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで | |